

都城市過疎地域自立促進計画

(平成22年度～平成27年度)

高 崎 地 域

宮崎県都城市

目 次

第1章	基 本 的 な 事 項	1
第2章	産 業 の 振 興	19
第3章	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	27
第4章	生 活 環 境 の 整 備	31
第5章	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37
第6章	医 療 の 確 保	42
第7章	教 育 の 振 興	43
第8章	地 域 文 化 の 振 興 等	47
第9章	集 落 の 整 備	49
第10章	その他地域の自立促進に関し必要な事項	50

はじめに

本計画は、高崎町（以下「高崎地域」という。）について、合併後も過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき過疎地域とみなされることを受けて、同法第6条第1項の規定に基づき定めるものである。

第1章 基本的な事項

1 都城市高崎地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、東西・南北とも約36km、面積は653.8km²であり、宮崎県の南西部に位置し、東に鱈塚山系、北西には高千穂峰を仰ぐ都城盆地に位置し、宮崎市や鹿児島県霧島市・曾於市などと接している。

市域のうち高崎地域は、都城盆地の北部に開けた地域である。面積は、93.19km²で東西9.75km、南北8.5kmに広がり、うち農用地27.51km²（29.5%）、宅地5.53km²（5.9%）、山林原野47.93km²（51.5%）、その他12.22km²（13.1%）となっている。また、山林面積のうち約4割19.12km²を国有林が占めている。

本市の自然環境は、内陸性気候であり、夏と冬、朝と夕の気温差が大きい。

表1-1 自然環境

区 分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	5年間の平均
気 温	平均(°C)	17.1	16.5	17.1	17.3	16.6	16.9
	最高(°C)	36.5	36.0	36.3	36.7	36.0	36.3
	最低(°C)	-4.7	-4.1	-5.8	-6.5	-5.0	-5.2
日照時間(h)		2,089.1	2,055.1	1,849.8	2,077.4	1,960.5	2,006.4
降 水 量(mm)		3,107.5	2,504.0	2,413.0	2,249.5	2,304.5	2,515.7

資料：都城測候所

過去5年間の気象は、平均気温16.9°C、最高気温36.3°C、最低気温-5.2°Cを記録している。5年間平均日照時間2,006.4時間、年間平均降水量2,515.7mmで南九州の平均

的气象である。

歴史的には島津氏、そして伊東氏、再び島津氏の支配を受け、延宝8年(1680)にはじめて高崎郷が生れて以来、明治21年に高崎村、昭和15年に町制を施行し、平成18年に市町村合併により都城市となった今日まで、着実に一步一步発展してきた。

経済圏域としては、旧都城市、旧山之口町、旧高城町、旧山田町及び北諸県郡三股町と密接な関連があり、昭和44年都城北諸県広域市町村圏の指定、平成5年には都城地方拠点都市地域の指定を受ける等、その構成の中で役割を果たしてきた。合併後の都城市は三股町、鹿児島県曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成するなどさらに広域的な取組を行っている。また、主要都市との距離は、宮崎市まで約50km、旧都城市及び小林市まで約20kmで、宮崎・鹿児島の両空港にも約1時間の距離にある。また、鹿児島県の志布志港と直結する地域高規格道路「都城志布志道路」の整備も進んでいる。今後、高速交通ネットワークの形成とともにさらに緊密な結びつきをもつことが予想される。

(2) 過疎の状況

昭和45年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年施行の過疎地域振興特別措置法、平成2年施行の過疎地域活性化特別措置法及び平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法により、過疎地域の指定を受け、過疎から脱却すべく総合的かつ計画的なあらゆる過疎対策事業に積極的に取り組んできた。過去5年間の過疎地域自立促進計画の事業実績は、次のとおりである。

表1-2 過疎地域自立促進計画事業費の推移 (高崎地域) (単位：百万円)

年 度	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	内過疎債	その他 一般財源
17年度	2,604	250	574	1,383	742	396
18年度	1,171	220	150	660	303	142
19年度	987	110	20	663	231	194
20年度	1,005	74	2	817	402	112
21年度	1,217	94	0	979	615	143
計	6,983	747	746	4,502	2,293	987

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

この結果、高崎地域の市道の舗装率は平成 20 年度末現在 88.7%と整備されてきたのを初め、生活環境面では公共下水道、合併処理浄化槽、消防防災施設、公営住宅、水道施設等の充実が図られ、このほか社会福祉施設や集会施設、学校施設、観光施設等の地域住民の生活基盤整備を進めてきたところである。

高崎地域の基幹産業である農業面では、農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等の各種補助事業を導入し、農村部の生産基盤や近代化施設の整備充実に取り組んできた。

広域的な事業としては、広域消防、し尿処理施設、救急医療、清掃工場等の施設整備により生活環境の向上を図ってきた。

しかしながら、過去 40 年間にわたり過疎法（昭和 45 年、昭和 55 年、平成 2 年及び平成 12 年施行）に基づき実施してきた対策による成果は一応みたものの、社会経済情勢の変化等により依然として出生率の低下や若年層の人口流出、高齢化の進行が続いているほか、地域の産業経済が停滞するなど現在もなお厳しい状況が続いている。

人口の減少については、総数と若年人口率は鈍化傾向にあるが、高齢化の進展は著しいものがあり、今後もその傾向は進行することが懸念されている。

このような中で、複雑多様化している住民の行政に対するニーズに柔軟に対応しつつ、長期的・総合的な視点から最も緊急かつ重要な事業を厳選してそれぞれの施策を進める。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

高崎地域の産業構造は、農業を中心とした第 1 次産業の比率が 30.7%で、その中でも特に畜産の占める割合が高いことから、畜産関連加工処理産業の誘致を進め、本社を高崎地域に移転した企業もある。また、これまで縫製工場などの誘致もあり、第 2 次産業の発展も図られたところである。最近の社会経済情勢から企業進出は難しい状況であるが、今後、若者に魅力ある企業の誘致を図る必要がある。

一方、この地域は、九州縦貫自動車道の都城インターチェンジと高原インターチェンジの中間点に位置し、この高速道路を利用し宮崎・鹿児島両空港に約 1 時間、熊本市まで約 2 時間、福岡市まで約 3 時間 30 分でアクセスできる広域的交通条件に恵まれている。

る。今後、さらに志布志港や宮崎港、地域高規格道路や東九州自動車道等の広域的な交通網が充実されることにより、こうした地理的条件をさらに生かし、内陸型産業の拠点づくりや観光面における経済的な効果により、地域活性化に繋がることが期待される。

2 人口及び産業の推移と動向

高崎地域の人口は昭和 35 年の 17,616 人をピークに年々減少の一途をたどり、昭和 50 年には 12,902 人と大幅に減少したが、その後わずかながら増加に転じ、昭和 55 年には 13,285 人に増加した。しかしながら、これは一時的なものであり定着しなかった。そして、平成 2 年には 12,724 人、平成 17 年には 10,726 人と、学卒者等の県外就職等による若年層を中心とした流失により、人口の減少が続いている。

表 2-1 の国勢調査による年齢別人口の推移をみると、0 歳～14 歳の年少人口は昭和 40 年の 5,395 人から平成 17 年には 1,334 人と 35 年間に 75% の大幅な減少となり、出生率の低下等による少子化傾向が如実に表れている。さらに、15 歳～29 歳の若年人口については、昭和 40 年の比率 17.9% から平成 17 年の 13.3% と 4.6% の減となっており、若年層の転出による影響がうかがえる。

また、65 歳以上の高齢者については、昭和 40 年の 1,114 人から平成 17 年には約 3 倍の 3,373 人、高齢者比率では昭和 40 年対比では約 4.3 倍近い 31.4% となっており、高齢化が早いテンポで進んでいることがうかがえる。そして、これらの傾向は今後もさらに進むものと思われる。

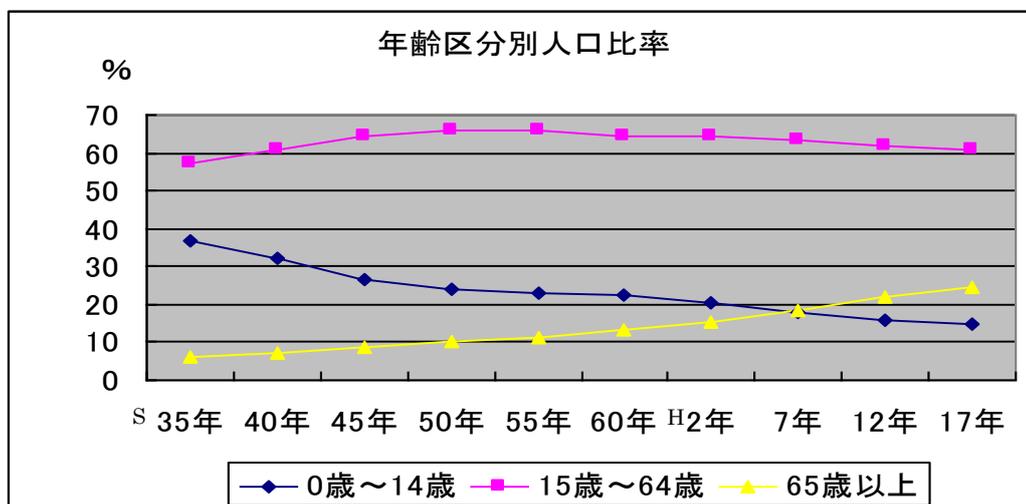
表 2-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

【都城市】

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	175,708	166,237	△5.4	157,589	△5.2	159,621	1.3	172,655	8.2
0 歳～14 歳	65,076	53,454	△17.9	42,047	△21.3	38,010	△9.6	39,849	4.8
15 歳～64 歳	100,272	100,990	0.7	101,708	0.7	105,215	3.4	113,406	7.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	37,294	33,970	△8.9	32,750	△3.6	33,869	3.4	34,507	1.9
65 歳以上 (b)	10,360	11,793	13.8	13,834	17.3	16,396	18.5	19,398	18.3
	%	%		%		%		%	
(a) / 総数 若年者比率	21.2	20.4	-	20.8	-	21.2	-	20.0	-
(b) / 総数 高齢者比率	5.9	7.1	-	8.8	-	10.3	-	11.2	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	175,728	1.8	172,593	△1.8	174,054	0.8	171,812	△1.3	170,955	△0.5
0 歳～14 歳	39,658	△0.5	35,053	△11.6	31,315	△10.7	27,482	△12.2	25,089	△8.7
15 歳～64 歳	113,099	△0.3	110,807	△2.0	110,342	△0.4	106,491	△3.5	103,715	△2.6
うち 15 歳～29 歳 (a)	30,275	△12.3	28,067	△7.3	29,718	5.9	29,087	△2.1	27,097	△6.8
65 歳以上 (b)	22,971	18.4	26,720	16.3	32,397	21.2	37,839	16.8	41,960	10.9
	%		%		%		%		%	
(a) / 総数 若年者比率	17.2	-	16.3	-	17.1	-	16.9	-	15.9	-
(b) / 総数 高齢者比率	13.1	-	15.5	-	18.6	-	22.0	-	24.5	-

※平成 18 年 1 月 1 日現在の市域の境界に基づいて組み替えた数値



【高崎地域】

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	17,616	15,353	△12.8	13,614	△11.3	12,902	△5.2	13,285	3.0
0 歳～14 歳	7,029	5,395	△23.2	3,833	△29.0	3,031	△20.9	2,874	△5.2
15 歳～64 歳	9,544	8,844	△7.3	8,478	△4.1	8,347	△1.5	8,640	3.5
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,481	2,755	△20.9	2,435	△11.6	2,439	0.2	2,490	2.1
65 歳以上 (b)	1,043	1,114	6.8	1,303	17.0	1,524	17.0	1,771	16.2
	%	%		%		%		%	
(a) / 総数 若年者比率	19.8	17.9	-	17.9	-	18.9	-	18.7	-
(b) / 総数 高齢者比率	5.9	7.3	-	9.6	-	11.8	-	13.3	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	13,151	△1.0	12,724	△3.2	12,053	△5.3	11,383	△5.6	10,726	△5.8
0 歳～14 歳	2,863	△0.4	2,599	△9.2	2,110	△18.8	1,650	△21.8	1,334	△19.1
15 歳～64 歳	8,236	△4.7	7,803	△5.3	7,198	△7.8	6,608	△8.2	6,019	△8.9
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,973	△20.8	1,676	△15.1	1,492	△11.0	1,598	7	1,426	△10.8
65 歳以上 (b)	2,052	15.9	2,322	13.2	2,745	18.2	3,125	13.8	3,373	7.9
	%		%		%		%		%	
(a) / 総数 若年者比率	15.0	-	13.2	-	12.4	-	14.0	-	13.3	-
(b) / 総数 高齢者比率	15.6	-	18.2	-	22.8	-	27.5	-	31.4	-

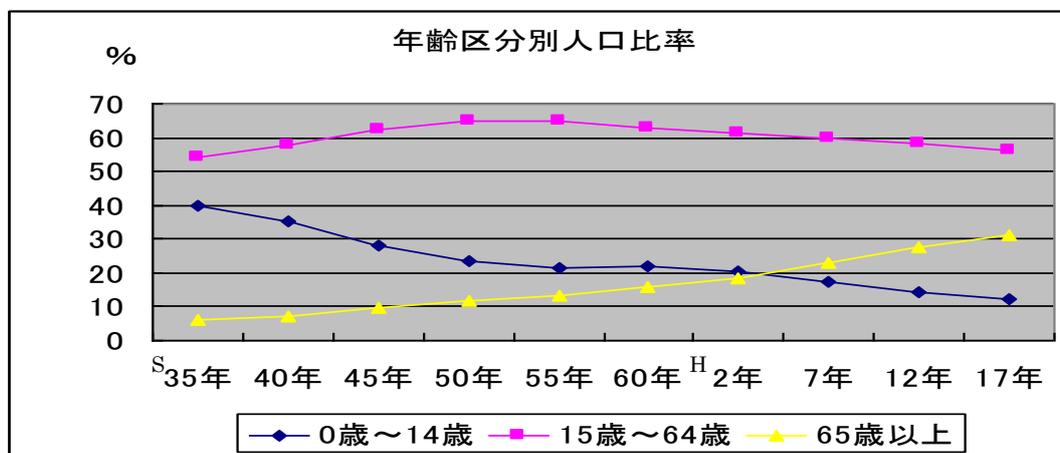


表 2-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

【都城市】

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 174,735	%	人 173,890	%	% △ 0.5	人 167,865	%	% △3.5
男	82,603	47.3	82,002	47.2	△ 0.7	78,589	46.8	△4.2
女	92,132	52.7	91,888	52.8	△ 0.4	89,276	53.2	△2.8

※平成 18 年 1 月 1 日現在の市域の境界に基づいて組み替えた数値

【高崎地域】

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 11,960	%	人 11,299	%	% △ 5.5	人 10,672	%	% △5.5
男	5,627	47.0	5,321	47.1	△ 5.4	5,039	47.2	△5.3
女	6,333	53.0	5,978	52.9	△ 5.6	5,633	52.8	△5.8

表 2-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

【都城市】

区 分		昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数		人	人	%	人	%	人	%	人	%	
		81,624	76,319	△6.5	79,035	3.6	77,336	△2.1	85,069	10.0	
第一次	就業人口比率 (%)	54.5	47.8	-	41.9	-	32.1	-	25.2	-	
	人口 (人)	44,506	36,516		33,086		24,805		21,448		
第二次	就業人口比率 (%)	14.3	17.1	-	17.8	-	22.4	-	26.3	-	
	人口 (人)	11,713	13,039		14,103		17,346		22,357		
第三次	就業人口比率 (%)	31.1	35.0	-	40.3	-	45.4	-	48.5	-	
	人口 (人)	25,405	26,732		31,840		35,074		41,245		
区 分		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
		83,975	△1.3	82,787	△1.4	85,350	3.1	82,404	△3.5	81,263	△1.4
第一次	就業人口比率 (%)	23.7	-	18.8	-	15.2	-	12.5	-	12.0	-
	人口 (人)	19,903		15,569		12,999		10,307		9,715	
第二次	就業人口比率 (%)	25.7	-	28.6	-	29.8	-	28.6	-	26.5	-
	人口 (人)	21,556		23,649		25,443		23,546		21,474	
第三次	就業人口比率 (%)	50.6	-	52.6	-	54.9	-	58.8	-	60.9	-
	人口 (人)	42,490		43,537		46,890		48,429		49,519	

【高崎地域】

区 分		昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数		人	人	%	人	%	人	%	人	%	
		8,502	7,373	△13.3	7,063	△4.2	6,610	△6.4	7,125	7.8	
第一次	就業人口比率 (%)	74.5	72.6	-	68.2	-	60.3	-	50.3	-	
	人口 (人)	6,335	5,350		4,819		3,985		3,581		
第二次	就業人口比率 (%)	7.9	8.2	-	11.0	-	15.9	-	22.6	-	
	人口 (人)	673	606		779		1,051		1,607		
第三次	就業人口比率 (%)	17.6	19.2	-	20.7	-	23.8	-	27.2	-	
	人口 (人)	1,494	1,417		1,465		1,574		1,937		
区 分		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
		6,931	△2.7	6,631	△4.3	6,405	△3.4	5,799	△9.5	5,592	△3.6
第一次	就業人口比率 (%)	48.5	-	42.0	-	35.4	-	30.5	-	30.7	-
	人口 (人)	3,359		2,786		2,267		1,766		1,716	
第二次	就業人口比率 (%)	23.5	-	27.4	-	29.5	-	30.3	-	27.7	-
	人口 (人)	1,626		1,814		1,890		1,756		1,547	
第三次	就業人口比率 (%)	28.1	-	30.6	-	35.1	-	39.2	-	41.5	-
	人口 (人)	1,946		2,031		2,248		2,271		2,318	

高崎地域は、都城盆地の北部に広がり、農業を中心として発展してきた。そして、南九州の食糧供給基地としての役割を果たしてきたが、高度経済成長による経済情勢の変化等に伴う第一次産業と他産業の所得格差の増大等により、第一次産業の就業比率の低下は著しく、昭和40年の72.6%から平成17年は30.7%と半減した。このように農業を取り巻く環境は厳しい情勢が続いている中で、従来の米や畜産、露地野菜の他に施設野菜等の生産性の高い品目の導入などに移行しつつある。

表2-1(3)の就業人口の動向は、第1次産業の減少に対し、第3次産業の増加が目立っており、平成17年は第3次産業が第1次産業を10.8%上回った。

経済が成長時代から移行し、停滞している現在、地方の良さが見直されつつあり、それに伴う定住化の促進やグリーンツーリズム等、時代の要求に即した新たな展開が求められている。今後は農業の振興はもとより商工業の健全な育成に努めながら農商工一体のまちづくりを推進していく必要がある。

3 市町村行財政の状況

高崎地域の住民への行政情報の伝達については、6地区の地区公民館、さらに44の自治公民館組織等を通じて広報紙等にて周知されている。

今日の住民の行政需要は複雑多様化している。これらに対応するためには、行政サービスの向上を図るとともに、情報化の推進により事務の迅速化と効率化を図ることが必要である。

このような中で、高崎地域では合併するまで1市5町による広域市町村圏を構成し、各市町村間の連携を深め、消防、救急業務、し尿処理、ごみ処理、健康サービスセンター等の事務を共同処理しており、また、ふるさと市町村圏計画や都城地方拠点都市地域基本計画等に基づき逐次広域的ネットワークの整備が図られてきた。合併後は生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点から定住圏の形成を図るための施策を推進する「都城広域定住自立圏」、環境や観光、防災など県境を越えた幅広い連携を図る「環霧島会議」、都城圏域のポテンシャルを広域的な観点から活

かす「サブシティ構想」、霧島山の世界ジオパークに向けた活動に取り組む「霧島ジオパーク推進連絡協議会」など新たな活動に取り組んでいる。今後も豊かな自然と風土に育まれた地域の均衡ある発展を図る必要がある。

今後の市財政は、地方分権の進展に伴い、住民に身近な社会資本の整備、地域福祉施策の充実等重要政策課題に係る財政需要がますます増大するものと考えられる。

今後は南九州のリーディングシティを目指した「都城市総合計画」や「都城市行財政改革大綱」に掲げる目標及び取り組むべき課題に向け、限られた財源を効果的に活用し、安定した行財政運営を目指すものとする。

表2-2 (1) 市町村財政の状況

【都城市】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度	平成20年度
歳入総額A	71,287,160	69,407,235	68,882,087
一般財源	44,339,806	38,774,467	41,717,067
国庫支出金	7,200,416	8,114,922	7,228,567
都道府県支出金	4,159,237	5,054,162	5,315,121
地方債	6,426,600	9,384,900	5,364,302
うち過疎債	634,100	153,300	406,900
その他	9,161,101	8,078,784	9,257,030
歳出総額B	69,469,250	67,852,496	67,486,149
義務的経費	28,768,861	29,824,687	35,456,099
投資的経費	17,928,995	14,889,704	9,359,241
うち普通建設事業	17,218,746	14,686,471	9,236,121
その他	22,771,394	23,128,105	22,670,809
過疎対策事業費	4,474,264	2,130,771	892,775
歳入歳出差引額C (A-B)	1,817,910	1,554,739	1,395,938
翌年度へ繰越すべき財源D	766,439	369,735	305,716
実質収支C-D	1,051,471	1,185,004	1,090,222
財政力指数	-	-	0.523
公債費負担比率	-	-	20.8
実質公債費比率	-	-	12.3
起債制限比率			12.3
経常収支比率			92.6
地方債現在高	69,742,747	76,104,435	82,746,110

【高崎地域】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額A	7,408,420	6,163,667
一般財源	3,928,471	3,381,313
国庫支出金	734,576	718,116
都道府県支出金	597,531	392,929
地方債	1,308,300	895,100
うち過疎債	270,000	153,300
その他	839,542	776,209
歳出総額B	7,159,957	5,923,173
義務的経費	2,427,503	2,503,412
投資的経費	2,977,435	1,670,381
うち普通建設事業	2,923,529	1,645,325
その他	1,755,019	1,749,380
過疎対策事業費	3,230,437	2,130,771
歳入歳出差引額C (A-B)	248,463	240,494
翌年度へ繰越すべき財源D	136,217	63,165
実質収支C-D	112,246	177,329
財政力指数	0.24	0.26
公債費負担比率	15.8	20.5
実質公債費比率		
起債制限比率	7.9	9.3
経常収支比率	77.4	84.5
地方債現在高	7,553,498	8,362,071

資料：地方財政状況調

表2-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

【都城市】

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	16.7	22.3	30.2	37.8	42.0
舗 装 率 (%)	12.2	55.5	67.8	75.3	78.1
耕地 1h a 当たり農道延長 (m)	—	52.3	40.9	43.2	43.2
林野 1h a 当たり林道延長 (m)	—	2.0	1.7	1.5	2.1
水道普及率 (%)	71.9	87.7	92.0	96.2	89.3
水洗化率 (%)	—	—	—	—	79.1
人口千人当たり病院、診療所の病床 数 (床)	—	—	—	36.5	25.2

【高崎地域】

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	30.9	20.4	38.3	45.6	49.1
舗 装 率 (%)	16.1	64.0	84.6	88.1	88.7
耕地 1h a 当たり農道延長 (m)	65.0	80.0	85.2	88.7	88.7
林野 1h a 当たり林道延長 (m)			0.9	1.5	1.4
水道普及率 (%)	88.3	91.5	93.2	95.9	94.3
水洗化率 (%)	—	36.8	38.3	57.2	84.8
人口千人当たり病院、診療所の病床 数 (床)	—	—	—	6.6	7.4

公共施設の整備水準は表 2-2 (2) のようになっている。その中で、道路舗装率や上水道普及率等は高い水準となっている。特に道路舗装率は、昭和 45 年当時と比較すると 16.1%から 88.7%と著しく高くなっているが、道路改良率は依然として 49.1%と低水準であるため、今後とも改良整備を計画的に進める必要がある。また、中学校の危険校舎については、ほぼ整備が完了したが、小学校については僅かに未整備である。屋内運動場などの老朽化などによる施設整備と合わせて年次計画的に行う必要がある。

4 地域の自立促進の基本方針

高度経済成長期から低成長期そして停滞期に転換した国内情勢の中で、世界に例をみない少子・高齢化が進行し、21 世紀半ばには国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上となる超高齢社会の到来が予想されている。特に過疎地域においては、高齢化の進展は著しく、都市部より早いテンポで高齢社会に入るものと思われる。一方で、地域間交流の拡大、高度情報通信の発達、価値観の多様化等、時代潮流が大きく変化している中で、過疎地域においては、自然志向、ゆとりなどのための新しい空間としての役割、公益的機能の発揮、地域間交流の場の提供等新たな役割が求められている。

高崎地域の人口推移は、社会動態からみると昭和 30 年から 40 年代に急激に減少し、50 年代は横這いの状況が続き、平成に入り鈍化したものの依然として減少傾向が続いている。

このような中で、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法（新過疎法）が施行され、平成 22 年 4 月に一部改正法が施行されたところである。従来の過疎法（昭和 45 年、55 年及び平成 2 年施行）は地域の活力の低下に着目し、地域の活性化を図ることを目的に実施されてきた。高崎地域は、その中で、道路をはじめ、生活環境施設、生産基盤等の整備を計画的に実施してきたが、一方では、農村社会でも混住化が進み、地域住民の連帯意識が希薄化しつつあり、まちづくり、地域づくり事業等は未だ十分な地域の活性化を促すに至っていない。

新過疎法は、地域の自主性を最大限尊重し、自主的な施策に積極的に取り組み過疎地域

の自立を促進しようとするものである。

高崎地域の特性としては、大都市にはない日本一美しい星空や、のどかな田園風景・山並み、豊かな生産を生む広大な自然、人情味あふれる風俗、習慣等がある。近年の自然志向、ゆとり・くつろぎの重視等の都市住民のニーズに対応すべく、高崎地域の特性を考慮しつつ、地域住民にも対応した地域づくりを推進し、活力に満ちた豊かで創造的な地域社会を構築する必要がある。

高崎地域の過疎地域自立促進計画については、都城市総合計画との整合性を図りながら策定し、長期的、中期的視点に立った総合的な施策を推進していくものとする。

(1) 産業の振興

高崎地域の産業基盤の中心である農業の振興については、土地や自然条件を有効に活用し、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応した地域農業の再編成等により生産性の高い農林業の確立を図り、南九州の食糧基地としての一翼を担うよう推進する。

そのため、農林業者は互いに協力し、地域の気象条件、土地的条件を最大限に活用した産物の開発や他産業との連携も考慮しつつ効率的な農林業生産に努める。

そして、市は、農林業者が希望をもって生産できる生活環境の整備と生産基盤を強化し、農林業経営の安定化を確立する。

高崎地域の商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、車社会の進展、大型店の出店等により、中心商店街等における商業機能の空洞化が進むなど大変厳しい状況である。このような経営環境の変化に対応して地域商業の振興を図るためには、商業活性化対策を一層推進し、魅力あるまちづくりを進める必要がある。

また、安定した雇用機会の増大と市民所得の向上を図るため、既存の誘致企業についても企業間の連携の強化を図り、併せて県との情報交換を密にして新たな企業誘致を促進する。

自然環境に対する意識が高まる中で、高崎地域の恵まれた立地条件、自然条件を最大限に活用し、地域住民のみならず、地域外にも情報発信するとともに他地域との交

流により流入を促進する。また、近年の都市住民に増えつつあるグリーンツーリズムなどの、いわゆる田舎暮らし志向等のニーズに対応した場の提供に努める。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

高崎地域の重要な交通手段は依然として自動車に頼らざるを得ない状況であり、そのためには交通網の整備は極めて重要である。今後は、地域特性に即した道路交通網の整備や地域交通の確保等により交通拠点としての機能の向上を図り、地域の中心部と農村部の人々が共に住み良いと感じる良好な居住環境のまちづくりを目指す。

近年の情報通信技術は飛躍的に進歩しており、生活の利便性は向上している。今後の行政サービス面でも新たな展開が予想される場所である。新しい情報化技術等を取り入れつつ、高度情報通信ネットワーク時代の流れに対応したまちづくりを推進する。

(3) 生活環境の整備

快適な生活環境は、定住化促進のためには欠かせない必須条件といえる。そのため、土地区画整理事業や公共下水道整備事業、浄化槽設置事業等に取り組み、機能的なまちづくり施策を推進するとともに自然環境を生かした総合的なふれあいの場としての公園などの環境整備に努める。また、老朽化した公営住宅の改築や低価格で優良な宅地分譲などを積極的に推進し、定住を促進する。

生活様式の多様化に伴い、ごみなど廃棄物処理対策が社会問題化している。住民の協力のもとに、家庭等から出される廃棄物を衛生的かつ能率的に収集処理する体制の充実に努め、資源の有限性を再認識し再利用・再資源化を進める。

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子・高齢化社会への移行が進む中で、高齢者のニーズに即した福祉システムとして、平成 20 年度に策定したキラキラ星プラン高崎（高崎地区地域福祉計画）に沿って、

官民一体となって推進し、高齢者が明るく健康で生きがいをもって活動できる環境づくりを進める。

そのため、都城市高崎福祉保健センターや都城市高崎養護老人ホームたちばな荘及び自治公民館等の積極的な福祉及び保健分野に係る活動を推進する等、高齢者が社会の一員としての自覚をもち、積極的に社会参加できる環境づくりを進める。

また、第4期都城市高齢者福祉計画及び介護保険計画に基づき、高齢者が健康で自立した日常生活を送れるよう、生きがいづくりや介護予防サービスの充実を図る。一方で、介護を必要とする状態になっても自宅や住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護支援体制を充実し、総合的な保健福祉水準の向上を図る。

社会的に弱い立場にある人たちの自立生活や社会参加の促進のための施策を推進し、これらの人たちが等しく希望をもって生活できる人間尊重のまちづくりを目指す。

住民一人ひとりが、自らの健康は自ら管理するという認識を深めるとともに、健康づくりのための検診等の定期的な受診を促進し、都城市高崎福祉保健センターを有効活用しながら、住民への積極的な保健指導等の予防活動に努める。

(5) 医療の確保

都城北諸圏域において、平成26年度を目標年度として、当圏域及び当圏域周辺の住民の等しい安心安全を図るために広域的な高次救急医療拠点となる「健康医療ゾーン」の整備を推進している。高崎地域においては、医療関係機関等との密接な関係を保ち、救急医療搬送時間の短縮を図る等、地域医療体制の向上に努める。

(6) 教育の振興

命を大切にすることを育み、豊かな心を持った人間として成長していくために心の教育を推進するとともに、学校施設の耐震化を計画的に実施して、安心で安全な教育環境を整備する。また、学校、家庭、地域との連携を深めながら地域に開かれた学校づくりを推進する。学校給食についても、安心安全な給食の提供と食育の推進を図る。

生涯学習社会の形成と市民の生きがいつくりや自己実現を図るために、学習機会の拡充や学習成果を地域に還元する仕組みづくりに努める。

高崎地域では、高崎総合公園内の施設を中心にスポーツ施設の整備を図ってきたところである。今後は、さらに住民が安全に使用できるように施設の充実に努め、幼児から高齢者まで誰でも気軽にスポーツを楽しむことが出来る環境を整備することにより、体力づくりや健康づくりに努める。

(7) 地域文化の振興等

住民の自発的な文化的活動の啓発をすすめ、郷土愛がはぐくまれる文化の香り高いまちを目指す。

地域において継承されている文化的資源を大切に、優れた芸術文化に接する機会の創出に努め、それらの文化活動の拠点として平成22年4月に開館した高崎福祉保健センター多目的ホールなどを作品展示・舞台発表の場として活用していく。

(8) 集落の整備

高崎地域の生活圏における自然集落は44集落であり、これらの中では人口・世帯数の減、高齢化の進展等が著しい集落も見受けられる。今後、近い将来では、集落の再編成についても検討する必要があると思われる。そして、地域の特性に配慮した各種施設の適正配置に努め、人間優先のゆとりある農村空間・都市空間の創造を図る。

(9) その他地域の自立促進に関し必要な事項

高崎地域の地域特性である日本一の星空等も含めた豊かな自然、すばらしい景観、数々の伝統と歴史、文化等を保護しつつ、住民一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくり、地域づくりを行い、高崎地域過疎対策の最大の課題である若年人口の定住促進及び高齢化対策の各種施策を強力に展開する。

5 計画期間

計画期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 箇年間とする。